府　令

○内閣府令第四十九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第二項及び第五十二条の二十九第一項の規定並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（銀行の特定関係者） **第十四条の七**　［略］ 2　［略］ 3　第一項の規定にかかわらず、連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によらずに連結財務諸表規則の定めるところにより連結財務諸表を作成する者（以下「特例企業会計基準等適用法人等」という。）に係る令第四条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、その採用する企業会計の基準において第一項各号に掲げる法人等と同様に取り扱われている法人等とする。 4　第二項の規定にかかわらず、特例企業会計基準等適用法人等に係る令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、その採用する企業会計の基準において第二項各号に掲げるものと同様に取り扱われている法人等とする。 5　［略］ （子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等） **第十七条の五**　銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 ［一・二　略］ 三　当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）に関する次に掲げる書面 イ　当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。次条第一項第三号イにおいて同じ。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 ロ　［略］ ［四～六　略］ ［2～6　略］	（銀行の特定関係者） **第十四条の七**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ 3　［同上］ （子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等） **第十七条の五**　銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 ［一・二　同上］ 三　当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）に関する次に掲げる書面 イ　当該銀行及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 ロ　［同上］ ［四～六　同上］ ［2～6　同上］